

「鳥取県主要農作物種子条例（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について

令和元年 6 月 10 日
生産振興課

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 募集期間
令和元年 5 月 13 日（月）から同月 22 日（水）まで
- (2) 意見募集の周知方法等
県のホームページに記載したほか、チラシの配架（県民課、各総合事務所、市町村役場ほか）
- (3) 応募のあった意見の件数
1 件（1 人）

2 鳥取県主要農作物種子条例（案）の概要

- (1) 種子の品種の選定試験の実施し、品種を決定。
- (2) 安定的な種子生産に必要な施設・設備の整備、人材育成などについて、「種子生産振興計画」を策定し支援。
- (3) 種子の安定供給を図るため種子生産量等について「種子計画」を毎年策定。
- (4) 優良な品種の種子を生産するための原種・原原種を農業試験場で生産。
- (5) 優良な品種の種子を生産できる種子生産ほ場を指定。
- (6) (5) で指定されたほ場及び生産された種子について、品種の特性や発芽能力等を審査。
- (7) (6) の審査基準に合致した種子に審査証明書を交付。
- (8) 種子生産者への指導・助言を規定し、種子生産のための技術向上を促進。
- (9) (1)、(3)、(5) の業務を行うことができる団体を指定。

3 意見の内容及び意見に対する対応方針

意見の内容	意見に対する対応方針
条例制定により種子に注目が集まり真剣に議論されるのは良い事だと思う。これを契機に試験場を含めて種子の生産体制の安定、強化を図ることが重要だと思う。	「種子生産振興計画」を策定し、安定的な種子生産に必要な施設・設備の整備、人材育成など支援していくこととしている。